

千歳市景観条例（素案）

パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見募集期間	令和2年10月21日（水）から 令和2年11月9日（月）まで 郵送の場合は、令和2年11月9日（月）までの消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方。
意見の提出方法	所定の「意見書」用紙に住所、氏名、電話番号、ご意見等を漏れなく記載してください。 電子メール、ファックス、郵送、意見箱への書面の投函、担当窓口への持参のいずれかの方法とします。 記載事項に漏れがある場合や電話・口頭によるご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ（担当）	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市企画部まちづくり推進課都市計画係 電話：0123-24-0461（直通） FAX：0123-22-8854 Eメール：machi@city.chitose.lg.jp

資料をご希望の場合は、担当までご連絡願います。

パブリックコメント用

千歳市景観条例（素案）

令和2年10月
千歳市企画部まちづくり推進課

(空白のページ)

（目的）

第1条 この条例は、景観づくり（良好な景観の形成のため、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することをいう。以下同じ。）に関し、基本的かつ必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等に関し必要な事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、景観づくりに関する啓発及び知識の普及等に努めなければならない。

4 市は、景観づくりを推進している市民及び事業者に対し、景観づくりに関する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、景観づくりの主体であることを認識し、自ら積極的に景観づくりを行うとともに、地域の景観づくりに参加し、かつ、協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

（景観計画の策定等）

第5条 市長は、景観づくりを推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画において、景観計画の区域のうち景観づくりを推進する上で特に重要であると認める区域を景観重点区域として指定し、当該区域における必要な事項を定めることができる。

3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第6条 市長は、法第12条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定しようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(行為の届出等)

第7条 景観重点区域における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路及び空中線系(その支持物を含む。)の建設

2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図その他規則で定める図書とする。

(事前協議)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出(景観重点区域における行為の届出に限る。)をしようとする者は、当該届出の内容について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 前項の協議をする時期は、規則で定める。

(助言及び指導)

第9条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観づくりのために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

(勧告の手続)

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(適用除外行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで及び第7条第1項各号に掲げる行為で、規則で定める規模以下のもの
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可又は届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第13条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定等)

第 1 4 条 市長は、次に掲げる処分等をしようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 法第 1 9 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は法第 2 8 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定
- (2) 法第 2 0 条第 3 項の規定による景観重要建造物として指定する必要がない旨の通知又は法第 2 9 条第 3 項の規定による景観重要樹木として指定する必要がない旨の通知
- (3) 法第 2 2 条第 1 項の規定による景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の許可又は法第 3 1 条第 1 項の規定による景観重要樹木の伐採又は移植の許可
- (4) 法第 2 3 条第 1 項の規定による原状回復等の命令（法第 3 2 条第 1 項において準用する場合を含む。）
- (5) 法第 2 6 条の規定による景観重要建造物の管理の方法に関する命令若しくは勧告又は法第 3 4 条の規定による景観重要樹木の管理の方法に関する命令若しくは勧告
- (6) 法第 2 7 条第 1 項（法第 1 9 条第 3 項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）若しくは第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は第 3 5 条第 1 項（法第 2 8 条第 3 項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）若しくは第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除

(管理の方法の基準)

第 1 5 条 法第 2 5 条第 2 項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 修繕をする場合にあっては、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

2 法第 3 3 条第 2 項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、別に規則で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

(審議会)

第 1 6 条 景観づくりに関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、千歳市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 景観づくりに関する重要事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項
 - (3) その他景観づくりに関する事項
- 3 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 6 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 景観づくりに関し学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。
- (会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、景観計画を定めた旨の告示の日から施行する。ただし、第1条から第6条までの規定及び第16条から第19条までの規定は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例(平成20年北海道条例第56号。次

項において「道条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 施行日から景観計画を定めた旨の告示の日の前日までの間は、道条例の規定により定められた景観計画(市の区域に係る部分に限る。)は、第5条第1項の規定により定めた景観計画とみなす。

パブリックコメント用

千歳市景観条例（素案）解説

令和2年10月
千歳市企画部まちづくり推進課

(空白のページ)

(目的)

第1条 この条例は、景観づくり(良好な景観の形成のため、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することをいう。以下同じ。)に関し、基本的かつ必要な事項を定めるとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続等に関し必要な事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とする。

【解説】

- 本条例を制定する目的を定めています。
- 本条例は、景観づくりに関し、基本的かつ必要な事項を定めるとともに、景観法の規定に基づく手続き等に関し必要な事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的に定めます。

(市の責務)

第2条 市は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者に対し、景観づくりに関する啓発及び知識の普及等に努めなければならない。
- 4 市は、景観づくりを推進している市民及び事業者に対し、景観づくりに関する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

【解説】

- 本条では、景観づくりに関する市の責務を定めています。
- 良い景観づくりを行うためには、市民、事業者、市の協働が必要不可欠であるので、市は、市民、事業者に対して景観づくりに関する啓発、知識の普及、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めることとしています。

(市民の責務)

第3条 市民は、景観づくりの主体であることを認識し、自ら積極的に景観づくりを行うとともに、地域の景観づくりに参加し、かつ、協力するよう努めなければならない。

【解説】

- 本条では、景観づくりに関する市民の責務を定めています。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

(景観計画の策定等)

第 5 条 市長は、景観づくりを推進するため、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画において、景観計画の区域のうち景観づくりを推進する上で特に重要であると認める区域を景観重点区域として指定し、当該区域における必要な事項を定めることができる。
- 3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

【解説】

- 景観計画の策定に関する手続等について定めています。
- 景観計画とは、良好な景観づくりのための計画で、法第 8 条第 1 項では景観計画を定めることができる地域や区域が定められています。
- 景観計画が適用される区域のうち、景観づくりを推進する上で重要な区域を「景観重点区域」に指定し、景観づくりに必要な事項を定めることができることとしています。
- 市が景観計画を定める際は、景観計画の内容を客観的に判断するため、市の附属機関である「千歳市景観審議会」の意見を聞くこととしており、景観計画を定める際に必要な手続は、景観計画を変更する場合にも準用することとしています。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第 6 条 市長は、法第 12 条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定しようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

- 景観計画は、法第 11 条の規定により、その策定及び変更について、住民等が提案できるものとされており、法 14 条第 1 項の規定により、提案を採用しない場合は提案者に対して通知するものとされています。
- 本条では、法 11 条の規定による住民等からの景観計画の策定及び変更の提案を採用しないこととする場合の法 14 条第 1 項の通知の手続きについて定めています。
- 法 12 条では、法 11 条の規定により、景観計画の策定及び変更の提案があった場合、遅延なく景観計画の策定及び変更の必要の可否を判断することとされています。
- 提案を採用しない場合の通知を行う場合は、あらかじめ、提案のあった計画の素案を市の附属機関である「千歳市景観審議会」に提出し、意見を聴くこととしています。

(行為の届出等)

第 7 条 景観重点区域における法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第

137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)
その他の物件の堆積

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路及び空中線系(その支持物を含む。)の建設

2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図その他規則で定める図書とする。

【解説】

- 景観計画区域内で法第16条第1項に定められている行為を行う場合は、法に基づく届出が必要となります。
- 法第16条第1項に定められている行為は、
 - 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為これらのほか、良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれのある行為として、景観計画に基づき条例で定める行為となっており、本条では、の条例で定める行為について定めています。
- 法施行規則では、法に基づく届出の際、法施行規則で定める図書を添付することとされているほか、必要に応じて条例で添付資料を定めることとされており、本条ではその添付資料を定めています。

(事前協議)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出(景観重点区域における行為の届出に限る。)をしようとする者は、当該届出の内容について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 前項の協議をする時期は、規則で定める。

【解説】

- 本条では、法に基づく届出(変更届出を含む。)を行う前の事前協議について定めています。
- 景観重点区域内で届出をする場合は、規則で定める時期までに、事前協議をすることとしています。
- これは、届出を行う前に、景観計画に定める景観づくりに関する基準に照らし合わせ、事前に確認、協議することにより、景観づくりを誘導していくために定めています。

(助言及び指導)

第9条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観づくりのために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

【解説】

- 景観法に基づく届出があった場合に、市が事業者に対し、景観計画で定める景観づくり

の基準に適合するために必要な対策等の助言や指導を行うことを定めています。

(勧告の手続)

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

- 法に基づく届出が必要な行為は、法の規定により、景観計画で定める景観づくりの基準に適合したものとすることが求められます。
- 法では、市に届出された行為が景観計画で定める景観づくりの基準に適合しない場合、事業者に対して、景観づくりの基準に適合するよう勧告することができるが定められています。
- 本条は、市が事業者に対して勧告をする場合の手続きについて定めたものであり、行為に対して勧告する必要性について客観的に判断するため、市の附属機関である「千歳市景観審議会」の意見を聴くこととしております。

(適用除外行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで及び第7条第1項各号に掲げる行為で、規則で定める規模以下のもの
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可又は届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの

【解説】

- 本条では、法に基づく届出の対象とならない行為について定めています。
- 法第16条第1項に定められている行為は
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
となっています。
- 届出の対象とならない行為は、法第16条第1項に定める行為、本条例第7条第1項に掲げる行為で規則で定める規模以下のもののほか、他法令で許可、認可、届出等が必要な行為のうち規則で定めるものとしています。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる届出を要する行為とする。

- 特定届出対象行為とは、法17条第1項の規定に基づき、条例で定める行為のことです。
- 法第17条1項では、特定届出対象行為に対して、その行為が景観計画に定める景観づくりの基準に適合しない場合、必要な限度において、設計変更等の命令をすることができ

ることが定められています。

- 本条では、変更命令の対象となる特定届出対象行為を定めています。

(変更命令等の手続)

第13条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- 本条では、法に規定する変更命令を行う場合の手続きについて定めています。
- 変更命令を行う場合は、その行為について、変更命令を行う必要性について客観的に判断するため、市の附属機関である「千歳市景観審議会」の意見を聴くこととしています。

(指定等)

第14条 市長は、次に掲げる処分等をしようとするときは、あらかじめ、千歳市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定
- (2) 法第20条第3項の規定による景観重要建造物として指定する必要がある旨の通知又は法第29条第3項の規定による景観重要樹木として指定する必要がある旨の通知
- (3) 法第22条第1項の規定による景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の許可又は法第31条第1項の規定による景観重要樹木の伐採又は移植の許可
- (4) 法第23条第1項の規定による原状回復等の命令（法第32条第1項において準用する場合を含む。）
- (5) 法第26条の規定による景観重要建造物の管理の方法に関する命令若しくは勧告又は法第34条の規定による景観重要樹木の管理の方法に関する命令若しくは勧告
- (6) 法第27条第1項（法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は第35条第1項（法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除

- 本条では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、解除及び法に基づく命令、勧告を行う場合の手続きについて定めています。
- 景観重要建造物とは、地域の景観上重要な役割を果たしている外観の優れた建造物のことで、景観重要建造物に指定されると、法に規定に基づき現状変更が規制され、これに違反した場合は、原状回復の命令を受けることとなるほか、条例に定める基準に基づいて管理しなければならない、適正に管理されていない場合は勧告を受けることとなります。
- 景観重要樹木とは、地域の景観上重要な役割を果たしている外観の優れた樹木のことで、その他の内容については、景観重要建造物と同様です。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木として指定及び解除する場合は、その必要性について客観的に判断するため、市の附属機関である「千歳市景観審議会」の意見を聴くこととしています。
- 法に基づく原状回復の命令及び管理に関する勧告をする場合は、その必要性について客

観的に判断するため、市の附属機関である「千歳市景観審議会」の意見を聴くこととして
ています。

第15条 法第25条第2項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次
のとおりとする。

- (1) 修繕をする場合にあっては、原則として当該修繕前の外観を変更することがないように
にすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の
方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

2 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、別に規則で
定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方
法の基準として規則で定める措置を講ずること。

- 本条では、法の規定により条例で定めることとされている景観重要建造物及び景観重要
樹木の管理の方法の基準を定めています。
- 条例で定めた管理の方法のとおり適正に管理されていない場合は、本条例第14条の規定
により勧告を受けることとなります。

(審議会)

第16条 景観づくりに関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、千歳市
景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 景観づくりに関する重要事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項
- (3) その他景観づくりに関する事項

3 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことが
できる。

6 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 景観づくりに関し学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

- 本条では、「千歳市景観審議会」の設置について定めています。
- 第2項第1号は、主に景観計画の策定及び変更に関することです。
- 第2項第2号は、本条例において審議会の意見を聴くこととしている

法に基づく届出に対する勧告及び変更命令
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、解除及勧告、変更命令
を指しています。

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。

○ 本条では、審議会の任期について定めています。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

○ 本条では、審議会の会長及び副会長の選任方法、役割について定めています。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○ 本条では、規則への委任について定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、景観計画を定めた旨の告示の日から施行する。ただし、第1条から第6条までの規定及び第16条から第19条までの規定は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例(平成20年北海道条例第56号。次項において「道条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日から景観計画を定めた旨の告示の日の前日までの間は、道条例の規定により定められた景観計画(市の区域に係る部分に限る。)は、第5条第1項の規定により定めた景観計画とみなす。

○ 本条例の施行期日及び経過措置を定めています。

○ 第1項では、施行期日について定めており、令和3年5月1日に一部を施行し、景観計画の告示日から全面施行することを定めています。

景観計画は、法の規定により、景観行政団体が定めるものとされていますので、景観

計画を定めるためには、まず景観行政団体になる必要があります。

景観行政団体になるためには、景観行政事務を行うために必要な事項や景観計画の策定手続き等を定めた条例の施行が必要となるため、令和3年5月1日に一部を施行します。

その後、法及び本条例の規定に基づき景観計画を定め、景観計画が告示された日から、全面施行することとしています。

- 第2項では、本市が景観行政団体となり景観計画を定め、本条例が全面施行されるまでの間の経過措置について定めており、本条例施行の前に北海道景観条例の規定によりなされた処分等は、本条例の規定によりなされた処分等と見なすことと定めています。

また、本市が景観計画を策定するまでの間は、北海道景観条例により定められた景観計画を本条例の規定により定めた景観計画として、暫定的に運用することを定めています。